

# 南明治区画整理ニュース

## 事業計画が認可されました！

平成 20 年 1 月 10 日付けで安城南明治第一土地区画整理事業の事業計画決定の公告をしました。

これにより末広・花ノ木地区の土地区画整理事業がスタートし、事業区域内では建築行為が制限されます。

今後は、土地区画整理審議会委員の選挙の準備、仮換地指定の作業を行っていきますので、権利者の方は必要な申告等をお忘れのないようお願いいたします。

**重要なお知らせです!!**



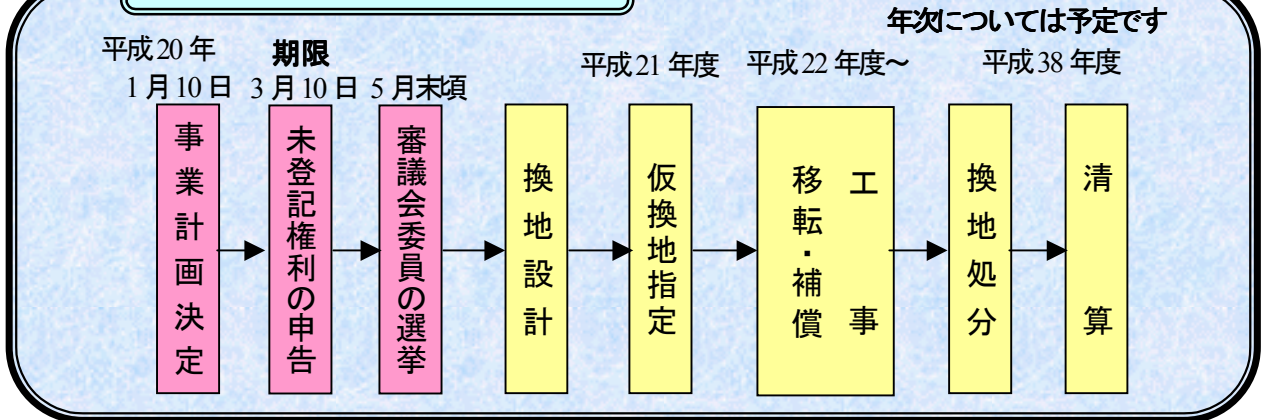
**各種申告等の期限は平成 20 年 3 月 10 日です。  
お忘れなく！**

- **登記地積の更正**
- **未登記権利の申告**
- **代表者の選任通知**

★ 詳細については、次ページ以降をお読みください。また、各種申告等に必要な様式につきましては南明治都市整備事務所に用意してありますのでお越しいただくか、安城市のホームページからもダウンロードができます。

(安城市 HP <http://www.city.anjo.aichi.jp/>⇒各課のページ⇒南明治整備課⇒各種申告等の様式)

## 区画整理事業(全体)の流れ



## 建築行為が制限されます<土地区画整理法第76条>

平成20年1月10日(事業計画決定の公告日)以後は、原則として、**仮換地先が使用可能になるまで、建築行為等ができません**のでご注意ください。

ただし、リフォームや耐震補強工事が必要な場合は、[南明治整備課](#)へご相談ください。

なお、各権利者の移転時期は、**仮換地指定直後から事業完了間近までの間で個々に異なります。**

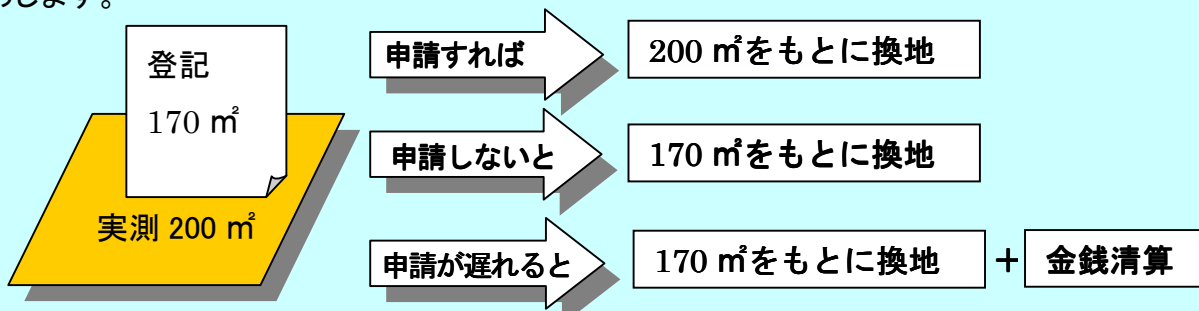


## ■ 登記地積の更正

### 登記地積が実測と異なる場合は登記地積の更正を

換地を定めるときの基準となる従前の宅地地積(基準地積)は、登記地積です。登記地積が実際の地積と異なる場合は、平成20年3月10日までに実測図及び隣接土地所有者の承諾書を添えて法務局又は施行者(市)へ申請してください。

測量等の作業には時間がかかると思われるので、申請される方は早めの準備をお勧めします。



地区全体の登記地積と実測の差異は、地区内の各筆にあん分します。ただし、上記基準地積の更正の申請が行われた土地、過去に地積更正または分筆の登記が行われた土地、土地区画整理事業の換地処分が行われた土地にはあん分しません。

※登記地積は固定資産税の課税明細書でも確認できます。

## ■ 未登記権利の申告

登記されていない所有権以外の権利(借地権など)を有する方は申告を

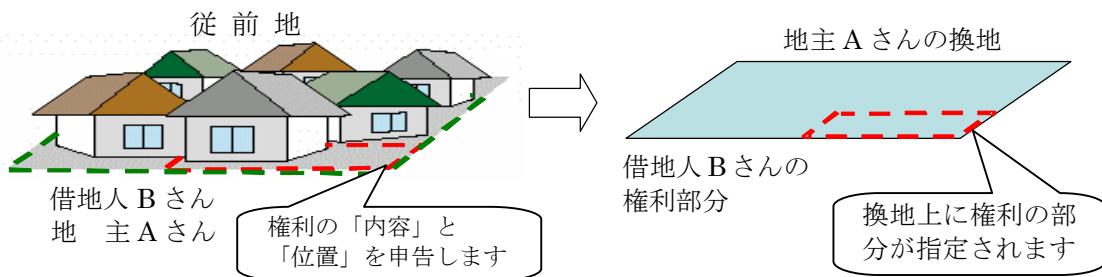
### 未登記権利の申告 <土地区画整理法第85条>

登記されていない所有権以外の権利を有する人は、その権利の種類及び内容を施行者(市)に申告する必要があります。

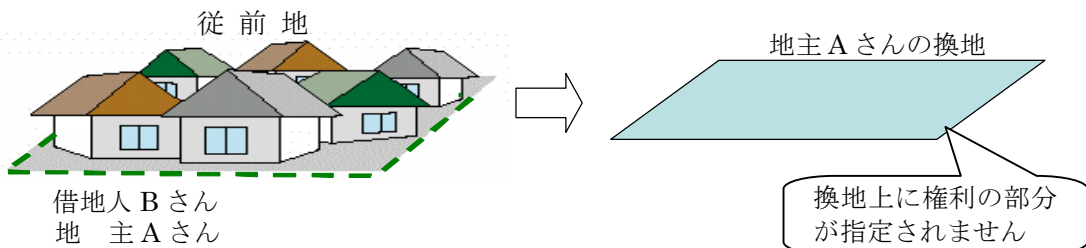
借地権の場合、土地所有者と連署(双方の印鑑証明を添付)するか、又は権利を証する書類(契約書、地代領収書など)を添えて、**平成20年3月10日までに申告してください。**

この申告が遅れますと、土地区画整理審議会委員の選挙人になれなかったり、仮換地指定時に権利部分の指定が受けられなくなります。

#### 借地権の申告をした場合



#### 借地権の申告をしなかった(遅れた)場合



申告がない場合、「土地区画整理法」上は、従前に権利がないものとして扱われます

換地上の権利の部分については、地主さんと借地人さんで決めていただくことになります

この場合においても当事者間の権利は仮換地に引き継がれます。

## ■ 代表者の選任通知

土地の共有者又は共同借地権者は代表者を選任して通知を

### 代表者の選任通知 <土地区画整理法第130条>

土地の共有者又は共同借地権者の方は代表者1人を選任し、施行者(市)に通知する必要があります。

共有者等全員の連名により、**平成20年3月10日までに通知してください。**

この通知が遅れますと、土地区画整理審議会委員選挙の選挙権及び被選挙権が行使できません。



## 南明治第一土地区画整理事業に関する

# 個別相談会 を開催します

1月10日に事業計画決定の公告（事業認可）を行いました。

このことに伴い、市では、事業に対する皆さんの疑問や不安にお答えする個別相談会を開催します。

特に今まで説明会やまちづくり協議会等に参加されたことがない皆さん、ぜひお越しください。

### とき

平成20年1月20日（日）～26日（土）

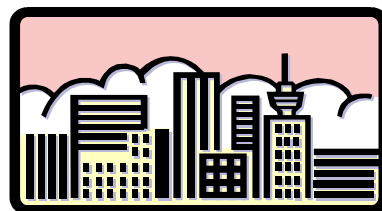
平日は、午前9時 ～ 午後9時

土、日は、午前9時 ～ 午後5時

\* 予約は不要ですが、混雑を避けるため、できるだけ事前に相談希望日時をご連絡くださるようお願いいたします。

### ところ

南明治都市整備事務所（NTT 安城ビル内）



問い合わせ先

安城市役所 南明治整備課 南明治都市整備事務所

〒446-0038 安城市末広町6番1号 NTT 安城ビル内

TEL (0566) 71-3751 FAX (0566) 71-3752